

令和5年度

いじめ防止基本方針

沖縄県立具志川商業高等学校
いじめ防止対策委員会

I 「いじめの定義」と「学校及び学校の教職員の責務」

(いじめの定義)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(学校及び学校の教職員の責務)

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめ防止対策推進法(平成25年9月28日)より抜粋

II 学校全体でのいじめ防止のための取り組み

1 発達支持的生徒指導

児童生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」にそだつような人権教育や市民性教育を通じた働きかけを行い、安全・安心でお互いを尊重し合う校内の雰囲気づくりをする。

- (1) HR活動の充実（人間関係形成・社会形成能力・自己指導能力の育成を図る。）
- (2) 人権・規範意識の醸成（自他を労わる心、決まりを守る心を育てる。）
- (3) 学校行事等の充実を図る。（人間関係形成・社会形成能力の育成を図る。）
- (4) 部活動のさらなる活性化（集団行動における協調性やチームワークを学ぶ。）
- (5) 体罰やハラスメントの禁止の徹底（教職員の人権意識の高揚を図り、生徒と愛ある関係を築く。）

2 課題予防的生徒指導

(1) 課題未然防止教育 道徳や学級・ホームルーム活動等における児童生徒主体のいじめ防止の取り組みの実施

- ① 授業の充実（わかる授業を実践し、学力不安を解消する。）
- ② 情報モラル教育の充実（ネット情報活用時のモラルを身につけさせる。）
- ③ 体験的な学びの充実（事例研究・動画視聴・研究討議等）

(2) 課題早期発見対応 いじめの予兆の発見と迅速な対処（アンケート・面談・健康観察等による気づきと被害児童生徒の安全確保）

- ① 定期的に行うアンケート及び実態調査（生徒の現状や特性を理解し、効果的な指導を行う）
 - ア いじめ早期発見リスト
 - イ 学校評価生徒アンケート
 - ウ Q-Uアンケート
- ② 教育委員会等によるアンケート及び実態調査
 - ア 携帯電話・ネットモラル等に関するアンケート

3 困難課題対応的生徒指導 いじめの解消に向けた組織的な指導・援助

- (1) いじめ防止対策組織による被害児童生徒ケア、加害児童生徒指導、関係修復支援等

4 それぞれの役割に応じた取り組み

(1) HR担任・教科担任

- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を醸成する。
- ・はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他者の生徒によるいじめを助長することのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

(2) 養護教諭

- ・学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

(3) 生徒指導担当教諭

- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・日頃から関係機関等を定期的に訪問・情報交換や連携に取り組む。
- ・いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取り組みを推進する。

(4) 管理職

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等を推進する。

Ⅲ 早期発見のための取り組み

1. 教職員の取り組み

- (1) 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- (2) 休み時間・放課後の生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- (3) 個人面談や家庭訪問等の機会を活用し、教育相談を行う。
- (4) 保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子を目配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉えて悩みを聞く。
- (5) 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- (6) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- (7) 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子供が生活する場の異常の有無を確認する。
- (8) 生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

2. 保護者・関係機関との連携

- (1) いじめ防止・解決に向けて、保護者、関係機関と連携する。
- (2) 保護者に対して、「いじめのない学校づくり」への協同を呼びかける。
- (3) PTA総会、三者面談、学級懇談会、学校ホームページ等で家庭におけるチェック方法を周知する。
- (4) 警察その他の関係機関には日頃から関係づくりをすすめ、必要に応じて連絡・相談する。

IV いじめの認知と対応についての考え方

1 いじめの4態様

被害 認 識 度	加害者→いじめ加害の認識無 被害者→いじめ被害の認識有 B	加害者→いじめ加害の認識有 被害者→いじめ被害の認識有 A
	C 加害者→いじめ加害の認識無 被害者→いじめ被害の認識無	D 加害者→いじめ加害の認識有 被害者→いじめ被害の認識無
加害認識度		

Aの場合(加害生徒・被害生徒ともにいじめ加害・被害の認識有)

例 加害生徒は持ち物を隠したり，弁当を食べてしまったり，いじめ行為と認識した上で嫌がらせを行い，被害生徒はそれを苦痛に感じている。

Bの場合(加害生徒にいじめ加害の認識無・被害生徒にいじめ被害の認識有)

例 加害生徒は会うたびにこづいたり，蹴ったりと一方的に暴力をふるうが，それを友達内の遊びだと思っている。しかし，被害生徒はそれを苦痛に感じている。

Cの場合(加害生徒・被害生徒ともにいじめ加害・被害の認識無)

例 加害生徒はトイレに閉じ込めたり，殴ったりと一方的・継続的に嫌がらせを行っているが，それは友達内の遊びだと思っている。同時に被害生徒については，それをいじめだと捉える力が希薄な性格を有している。しかし，周りから見ると一方的であり，行き過ぎた行為としていじめに見える。

Dの場合(加害生徒にいじめ加害の認識有・被害生徒にいじめ被害の認識無)

例 加害生徒はインターネット上に被害生徒の悪口を書いたり，無断で写真を撮り，載せたりしていた。しかし，被害生徒はその事実を知らなかった。

2 具体的ないじめの態様 (例)

	いじめの態様	具体例
①	冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる	<ul style="list-style-type: none"> ・身体や動作について不快なことを言われる ・存在を否定される ・嫌なあだ名をつけられ，しつこく呼ばれる
②	仲間はずれ，集団による無視をされる	<ul style="list-style-type: none"> ・対象の子が来ると，その場からみんないなくなる ・遊びやチームに入れない ・席を離される
③	軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれた，蹴られたりする	<ul style="list-style-type: none"> ・身体をこづかれたり，触って知らないふりをされる ・殴られ，蹴られるのが繰り返される ・遊びと称して対象の子が技をかけられる

④	金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	<ul style="list-style-type: none"> ・脅かされ、お金を取られる ・靴に画鋸やガムを入れられる ・写真や鞆等を傷つけられる
⑤	嫌なことや恥ずかしい、危険なことをされたり、させられたりする	<ul style="list-style-type: none"> ・万引きや金品を強要される ・大勢の前で衣服を脱がされる ・教師や大人に暴言を吐かされる
⑥	パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンや携帯電話での掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる ・いたずらや脅迫のメールが送られる ・SNSのグループから故意に外される
⑦	セクシャルハラスメントをされる	<ul style="list-style-type: none"> ・スカートをめくられる、卑猥なことを言われる

これらの「いじめ」中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なもの含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることも視野に入れて対処する。

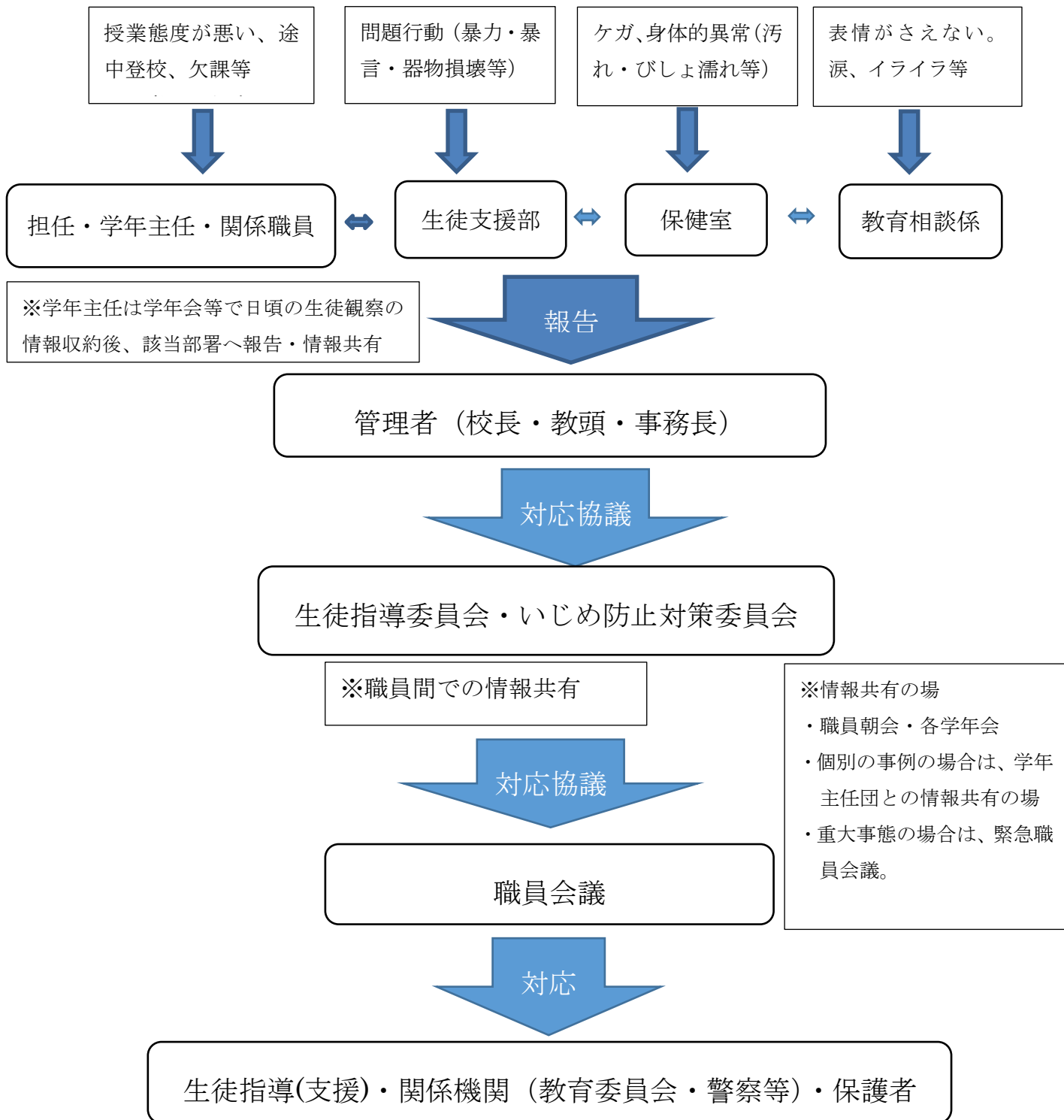
3 いじめ認知と対応

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う必要がある。
- ② いじめであるか否かの判断にあたっては、当該生徒の表情や様子の細かな観察、行為が起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等の客観的な確認を踏まえ、慎重に進める必要がある。つまり「心身の苦痛を感じているもの」が全ていじめと認知されるものとは限らないことにも留意する。
- ③ インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導については法の趣旨を踏まえ適切に対応することが必要である。
- ④ いじめられた生徒の立場に立って「いじめに当たる」と判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないことにも留意する。
- ⑤ いじめとはいえないと判断されるケースにおいても、「心身の苦痛を感じている」生徒がいる場合には、教育相談の観点で当該生徒に対応するよう努める。

具体的ないじめの態様とその対応については、いじめ等の行為が起きた背景について詳細を明らかにした上で、関係生徒に対するそれまでの指導経緯等も考慮に入れて適切に対応する。その解決に当たっては、学校のみで抱えることなく、警察等の外部関係諸機関へ通報・相談することも必要である。

問題発生(第一発見者の行動例)

※その場にいた職員は、当該生徒を適当な部署に連れて行く。後から情報を得た場合は、該当する部署へ情報を提供する。参考例：下記の状況の場合等



1. 被害者やいじめを知らせてくれた生徒等に十分配慮し正確な事実確認をする。
 - ①いじめを発見した時は、直ちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺生徒からも状況を聞き取る。
 - ②必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施する。
2. 双方の保護者と関係職員を交えて関係改善のための取り組みを迅速に行う。
3. 必要に応じてスクールカウンセラーや警察機関等と連携し、きめの細かい指導を行う。
4. いじめの迅速な解決と再発防止に向けた取り組みを行っていく。